



福岡医発第 1918 号（地）
令和 6 年 10 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医療DX推進体制整備加算の届出について

令和 6 年 10 月 1 日からの医療DX推進体制整備加算の取扱い及び令和 6 年 12 月 1 日からの医療情報取得加算の取扱いにつきましては、令和 6 年 9 月 3 日付け福岡医発第 1596 号（地）「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」によりご連絡申し上げているところです。

上記改正により、当該加算についてはマイナ保険証利用率に関する施設基準等に応じて 3 段階の点数となりましたが、利用率に関する施設基準については基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないとされております。

そのため、当該加算の施設基準に係る届出様式についても添付資料のとおり簡素化されており、令和 6 年 10 月 1 日以降に新たに届出を行う保険医療機関については、今回の簡素化された届出様式を用いて届出を行うことができますので、当該加算の届出を検討する際の参考としていただきたい旨、日本医師会より通知がありました。

なお、本件に関連する疑義解釈として、「すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」、「施設基準を届け出た保険医療機関において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、10 月 1 日以降、医療DX推進体制整備加算を算定できないこと」、「マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要はないこと」等も示されており、これらについては令和 6 年 9 月 10 日付福岡医発第 1671 号（地）及び令和 6 年 10 月 3 日付け福岡医発第 1848 号（地）にてご案内済みであることを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 6 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

日医発第 1167 号（保険）
令和 6 年 10 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

医療 D X 推進体制整備加算の届出について

令和 6 年 10 月 1 日からの医療 D X 推進体制整備加算の取扱い等につきましては、令和 6 年 8 月 22 日付け（日医発第 899 号（保険））にて、関係告示・通知の改正についてご案内申し上げたところです。

上記改正により、当該加算についてはマイナ保険証利用率に関する施設基準等に応じて 3 段階の点数となりましたが、利用率に関する施設基準については基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないとされております。

そのため、当該加算の施設基準に係る届出様式についても添付資料のとおり簡素化されており、令和 6 年 10 月 1 日以降に新たに届出を行う保険医療機関については、今回の簡素化された届出様式を用いて届出を行うことができますので、当該加算の届出を検討する際の参考として頂きたく、お知らせ申し上げます。

なお、本件に関連する疑義解釈として、「すでに医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」、「施設基準を届け出た保険医療機関において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、10 月 1 日以降、医療 D X 推進体制整備加算を算定できないこと」、「マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要はないこと」等も示されており、これらについては令和 6 年 9 月 6 日付け（日医発第 1002 号（保険））及び令和 6 年 9 月 27 日付け（日医発第 1124 号（保険））にてご案内済みであることを申し添えます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しておりますので、貴会会員への周知についてもご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

医療 D X 推進体制整備加算の届出様式の変更について

医療DX推進体制整備加算の届出様式の変更について

令和6年9月 30 日まで	令和6年 10 月1日以降																																																												
様式 1 の 6 医療ＤＸ推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類 （□には、適合する場合「✓」を記入すること） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施設基準</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期</td> <td style="text-align: center;">令和（ ）年 （ ）月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>マイナ保険証の利用率が一定割合以上である</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>届出時点における、直近の社会保険診療報酬支払基金から報告されたマイナ保険証利用率</td> <td style="text-align: center;">（ ）%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> </tbody> </table> 〔記載上の注意〕 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること 「6」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に記載すること。 「7」及び「8」については、令和 6 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に記載すること。 「4」については、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、「6」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「10」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。 「10」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。	施設基準			1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	□	2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	□	3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	□	4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	□	5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（ ）年 （ ）月	6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□	7	マイナ保険証の利用率が一定割合以上である	□	8	届出時点における、直近の社会保険診療報酬支払基金から報告されたマイナ保険証利用率	（ ）%	9	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□	10	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□	様式 1 の 6 医療ＤＸ推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類 （□には、適合する場合「✓」を記入すること） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施設基準</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期</td> <td style="text-align: center;">令和（ ）年 （ ）月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> </tbody> </table> 〔記載上の注意〕 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること 「6」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に記載すること。 「4」については、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、「6」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「8」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。 「8」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。	施設基準			1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	□	2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	□	3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	□	4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	□	5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（ ）年 （ ）月	6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□	7	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□	8	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□
施設基準																																																													
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	□																																																											
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	□																																																											
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	□																																																											
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	□																																																											
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（ ）年 （ ）月																																																											
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□																																																											
7	マイナ保険証の利用率が一定割合以上である	□																																																											
8	届出時点における、直近の社会保険診療報酬支払基金から報告されたマイナ保険証利用率	（ ）%																																																											
9	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□																																																											
10	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□																																																											
施設基準																																																													
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	□																																																											
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	□																																																											
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	□																																																											
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	□																																																											
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（ ）年 （ ）月																																																											
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□																																																											
7	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□																																																											
8	医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□																																																											

※令和6年 10 月1日以降の様式は、網掛け部分のマイナ保険証の利用率に係る記入欄等が削除されております。